

信濃町太陽光発電施設の設置に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内における太陽光発電施設の設置に関し、土地利用事業等の適正化に関する指導要綱（平成15年信濃町告示第11号）及び平成29年3月に資源エネルギー庁から公表された事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）（以下「資源エネルギー庁ガイドライン」という。）に定めるもののほか、太陽光発電施設を設置する者（以下「設置者」という。）が留意すべき事項等を定め、その適正な施行を誘導することにより、太陽光発電施設を設置する区域（以下「設置区域」という。）及びその周辺地域における災害の発生を未然に防止し、生態系の保護並びに森林機能、自然景観及び住環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電施設 太陽光を電気に変換する施設及びその附属設備であって、土地に自立して設置されるものとする。
- (2) 設置者 太陽光発電施設の事業者及び設置区域の土地所有者をいう。
- (3) 隣接関係者等 次に掲げる者をいう。
 - ア 太陽光発電施設の設置（以下「施設設置」という。）が計画される土地に隣接する土地及び家屋の所有者又は居住者
 - イ 施設設置が計画される土地が所在する行政区（信濃町行政区設置規則（平成29年信濃町規則第8号）第2条の規定による。）及び関係行政区の代表者及び住民
 - ウ 施設設置が計画される別荘地など保養を目的として管理されている区域の代表者並びに土地及び家屋の所有者又は居住者
- (4) 開発行為等 施設設置のための土地の取得、土地の開発行為（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をいう。）又は設置工事をいう。

2 前項に掲げるものを含め、この要綱において使用する用語は、森林法（昭和26年法律第249号）及び都市計画法（昭和43年法律第100号）において使用する用語の例による。

(適用範囲)

第3条 この要綱は、定格出力が20キロワット以上又は開発行為等の面積が400平方メートル以上の太陽光発電施設に適用する。ただし、次の各号のいずれかに該当する施設設置を除く。

- (1) 建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。）の屋根又は屋上に設置するもの

- (2) 森林法第 10 条の 2 第 1 項で規定する開発許可を必要とするもの
 - (3) 都市計画法第 29 条第 1 項及び第 2 項で規定する開発行為の許可を必要とするもの
 - (4) 長野県環境影響評価条例（平成 10 年長野県条例第 12 号）第 2 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する環境影響評価が必要なもの
 - (5) 信濃町風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成 27 年信濃町条例第 14 号）第 3 条第 1 項に規定する許可を必要とするもの
- （設置者の責務）

第 4 条 設置者は、設置区域の選定において、あらかじめ法令等による規制、地形、地質、地盤等の土地条件、過去の災害記録、信濃町地域防災計画に掲載する災害危険箇所その他各種公表された災害危険想定地域の資料等必要な情報を収集した上で、防災の観点から十分に検討し、開発行為等に起因して災害発生を助長することが予想される土地については、設置区域として選定しないよう配慮しなければならない。

- 2 設置者は、設置区域及びその周辺地域における生態系の保護並びに森林機能、自然景観及び住環境の保全に努めなければならない。
- 3 設置者は、隣接関係者等と十分に協議し、良好な関係を保つよう努めなければならない。
- 4 設置者は、開発行為等に関する情報について、隣接関係者等に対し、できる限り公表するとともに、提供するよう努めなければならない。

（事前協議）

第 5 条 設置者は、開発行為等の計画について法令等に定められた手続を行うものにあつてはその 1 月前に、法令等の手続を要しないものにあつては着手 1 月前に、太陽光発電施設設置に係る開発行為等事前協議書（様式第 1 号）により町長に協議するものとする。

- 2 前項に規定する協議を行った設置者が、当該開発行為等の内容を変更し、又は開発行為等を廃止しようとするときは、太陽光発電施設設置に係る開発行為等（変更・廃止）協議書（様式第 2 号）により速やかに町長に協議するものとする。

（指導及び助言）

第 6 条 町長は、前条に規定する事前協議において必要と認められときは、設置者に対し、太陽光発電施設設置に係る開発行為等助言指導通知書（様式第 3 号）により指導及び助言するものとする。

（措置状況報告）

第 7 条 設置者は、前条の規定による指導及び助言（以下「指導等」という。）を受けた場合は、その指導等により講じた措置その他対処の方法を、太陽光発電施設設置に係る開発行為等協議報告書（様式第 4 号）により町長に報告するものとする。

(事前説明)

第8条 設置者は、開発行為等をしようとするときは、説明会等の実施により隣接関係者等に次の各号に掲げる事項を説明し、隣接関係者等の合意が得られるよう努めなければならない。

- (1) 開発行為等の計画の内容
- (2) 工事中の騒音及び振動についての対策
- (3) 安全・防災等の措置
- (4) 資材及び廃材等の搬出入を含む管理方法
- (5) 維持管理の方法
- (6) 前各号に掲げるもののほか、開発行為等の周辺環境に及ぼす影響及びその対策

2 設置者は、説明会等の実施後において、隣接関係者等から再度説明を求められたときは、可能な限りこれに応じるなど、隣接関係者等との間で十分な話し合いの機会を設けるよう努めなければならない。

3 設置者は、説明会等を実施したときは、説明会等経過報告書（様式第5号）により、町長に報告するものとする。

(標識の設置)

第9条 設置者は、資源エネルギー庁ガイドラインの規定に基づき標識を掲示しなければならない。

(防災等の措置)

第10条 設置者は、開発行為等により周辺地域にがけ崩れ、出水又は土砂の流出による災害が生じないよう擁壁その他の土留施設等の設置について、安全上必要な措置を講じなければならない。

2 設置者は、開発行為等の休止又は廃止をしようとするときは、既に施工された工事等によって周辺地域に被害を及ぼさないよう、適切な措置を講じなければならない。

(生活妨害防止の措置)

第11条 設置者は、当該開発行為等に関し、工事車両等による周辺地域に対する生活妨害を防止するため、必要な措置を講じなければならない。

(文化財の発見)

第12条 設置者は、開発行為等に当たり文化財を発見したときは、速やかに信濃町教育委員会に報告し、その保存及び管理等について協力しなければならない。

(災害の復旧)

第13条 設置者は、開発行為等に起因して災害が発生したときは、町その他関係機関と速やかに協議し、誠意をもって災害の復旧を行わなければならない。

(周辺環境への配慮)

第14条 設置者は、施設設置により隣接関係者等や周辺の環境に影響を与えないよう、

適切な措置を講じなければならない。

(施設の廃止)

第 15 条 設置者は、太陽光発電施設を撤去及び廃棄する場合は、速やかに設置者の責任により適正に処理しなければならない。

(委任)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 6 月 30 日から施行する。